

令和7年5月23日

第15回会議

資料4

小田原市市民活動推進委員会 第11期委員会答申書（案）

小田原市市民活動推進委員会

令和7年6月

目 次

はじめに	1
諮問事項 明日の小田原を創出する協働促進施策について	2
答 申	3
1 「協働ガイドライン」概要版の作成	3
(1) 検討の経緯	
(2) 概要版の構成	
2 小田原市市民活動・協働応援制度の運用	4
(1) 制度の概要	
(2) 令和6年度事業 申請・交付件数	
(3) 令和7年度事業 申請・交付件数	
(4) 新制度に係るアンケートの実施	
(5) 今後の課題等	
3 見直し後の指定管理者に対する第三者評価方法に基づく UMECO事業の拡充	
(1) 現状	
(2) 令和6年度第三者評価内容と課題	
おわりに	
資料編	
審議の経過	
小田原市民活動推進委員会	

はじめに

小田原市市民活動推進委員会第11期委員会の答申書をここに提出する。

小田原市市民活動推進委員会（以下、「委員会」とする）は、平成15年7月1日に施行された小田原市市民活動推進条例第13条に基づき、市長の附属機関として設置された。過去の委員会においては小田原市の市民活動をめぐる現状を踏まえて様々な議論が行われ、「小田原市市民活動応援補助金」や「提案型協働事業」などの補助金制度を創設し市民活動推進のための制度設計及びその見直しを行ってきたほか、「おだわら市民交流センターUMECO（以下、「UMECO」とする）」の開設から開設後の円滑な運営のための意見具申及び運営評価等を行ってきた。

前期である第10期委員会においては、多くの主体が協働して地域課題の解決を行っている昨今の状況に鑑み、多様な主体における協働の促進を核に、策定から10年を経過した協働事業のガイドラインの改訂と市民活動団体への補助金制度の見直しを行った。

第11期委員会では、「明日の小田原を創出する協働促進施策について」の諮問を受け、目指すべき状態として、市民活動団体と他主体との協働促進を核とし、協働ガイドラインや市民活動支援制度の活用、市やUMECO事業の充実により多様な主体の協働と多様な層の市民の活動への参加を促進することを通じ、多くの市民活動団体が自立した組織へと発展し、地域課題の解決に貢献している状態を実現すべきという考えから、その状態実現に向け、「協働ガイドライン」概要版の作成、小田原市市民活動・協働応援制度の運用、見直し後の指定管理者に対する第三者評価方法に基づくUMECO事業の拡充について検討を行った。

これらのことについて、様々な立場の委員等からの意見や支援制度を活用した市民活動団体へのアンケート結果等を踏まえ、委員会において議論した結果に基づき、市民活動団体の多様な主体との協働の促進に寄与するための提言をまとめたので、ここに答申を提出する。

諮問事項 明日の小田原を創出する協働促進施策について

次のとおり市長から諮問を受け、調査・審議を行い、次頁以降の答申書をまとめた。

地政第 911 号

令和 5 年（2023 年）7 月 27 日

小田原市市民活動推進委員会委員長 様

小田原市長 守屋輝彦

明日の小田原を創出する協働促進施策について（諮問）

小田原市市民活動推進条例(平成 15 年小田原市条例第 1 号)第 13 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 明日の小田原を創出する協働促進施策について
- 2 諮問理由 本市では、第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」に掲げる将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を目指し、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力を生かしたまちづくりに取り組んでおり、市民活動団体の力を地域の課題解決にいっそう生かしていきたいと考えております。

そのためには、第 10 期市民活動推進委員会答申において求められたように、改定した協働ガイドラインや拡充した市民活動支援制度を最大限に活用することで協働を促進し、市民活動をさらに活性化させていく必要があります。

また、中間支援組織であるおだわら市民交流センター UMECO は、多様な主体が交流する場を設定し、各主体間のコーディネートを行うなど、協働の促進において非常に重要な役割を担っています。

そこで、より多くの市民活動団体が、地域課題の解決に寄与する自立した組織としてその活動を発展させられるよう、市やおだわら市民交流センター UMECO において取り組む事業の充実など、多様な主体が手を取り合い、明日の小田原を創出することにつながる協働促進施策について、意見を求めるものです。

(地域政策課市民活動推進係)

1 「協働ガイドライン」概要版の作成

(1) 検討の経緯

協働事業のガイドラインは平成25年4月の策定から10年以上が経過し、その間、SDGsの取組の広がりなどにあわせ、社会情勢が変化し、結果として多様な主体による市民活動が活発になってきた。このような動きに合わせ、多様な主体との協働に対応できるよう令和5年6月にガイドラインの改訂を行った。ガイドライン本体は制度の概要や協働事例など詳細な内容を網羅しているものの、その分ボリュームが大きくなっていったことから、広く配布ができない状況にあった。そこで、簡易的な構成で多くの方々に手に取っていただけるような「協働ガイドライン」概要版（以下、「概要版」とする。）を作成すべきという結論に至り、第11期市民活動推進委員会においてその内容について検討を行った。

(2) 概要版の構成

概要版は資料1のとおり作成したが、手に取った際、必要最低限の情報が端的に伝わるよう用紙サイズはA3とし、両面印刷1枚を半分に折り曲げ、A4サイズ4ページのパンフレットとした。

概要版作成にあたっての課題として、「協働」という単語で敬遠してしまう人が出る可能性があることから、協働について広く理解してもらうため、身近な困りごとの解決への第一歩という印象を持つようなキャッチフレーズを設定し、市民活動団体と行政にとどまらないより多くの市民に対し協働の重要性、利便性を伝えられるような表記とした。

概要版の各ページの構成について、表紙はキャッチフレーズを「一緒なら もっと広がる 可能性」とし、手に取りやすいデザインを意識し、協働事例の一部を写真で紹介している。表紙では「協働」という単語を最低限にし、次ページ以降で紹介する構成とした。

2ページ目は様々な主体間での協働の可能性について事例の一部を紹介することで、自身の活動における協働の実現可能性について考えやすくなるような内容としている。

ページの下方には、UMECOのことを知らない方が手に取ることも考えられるため、UMECOの役割の説明と、施設写真、連絡先を記載した。

3ページ目には協働とは何かの説明に加え、協働で実現できることについて記載し、関わりのある主体が意外と身近にあると感じてもらえるような内容としている。

最終ページでは、協働のおおまかな流れについてと、図表を用いて様々な団体や組織が協働相手になる可能性があるということが一目で分かるよう、デザインを工夫した。

ページ下方には、詳細な情報が必要な方に対してガイドラインの本体へ誘導できるよう市ホームページへのリンクとQRコードを掲載し、市ホームページではPDFデータで閲覧が可能となるようページ構成の整理を行った。

また、概要版の作成とあわせて、多くの人の目につくよう、市内の各公共施設等へ掲示するポスターを、資料2のとおり作成した。掲示箇所は市内公共施設だけでなく、自治会などの地域活動組織や地域活動団体との協働も視野に入れ、各連合自治会にも配布を行い、広く周知を行った。

ポスターの構成は概要版の表紙に準ずる内容であるが、より目につきやすいよう、キャッチフレーズと協働をイメージするような図表を中心としてデザインとし、見た市民が興味を惹くようなデザインとした。

概要版と同様に「協働」という単語の使用を最低限にすることとし、また、ポスターを見

た方に興味を持っていただいた際に、詳細な情報が確認できるよう、協働ガイドラインの概要版や本体へ誘導できるようポスターにも市ホームページへのリンクとQRコードを掲載した。

2 小田原市市民活動・協働応援制度の運用

(1) 制度の概要

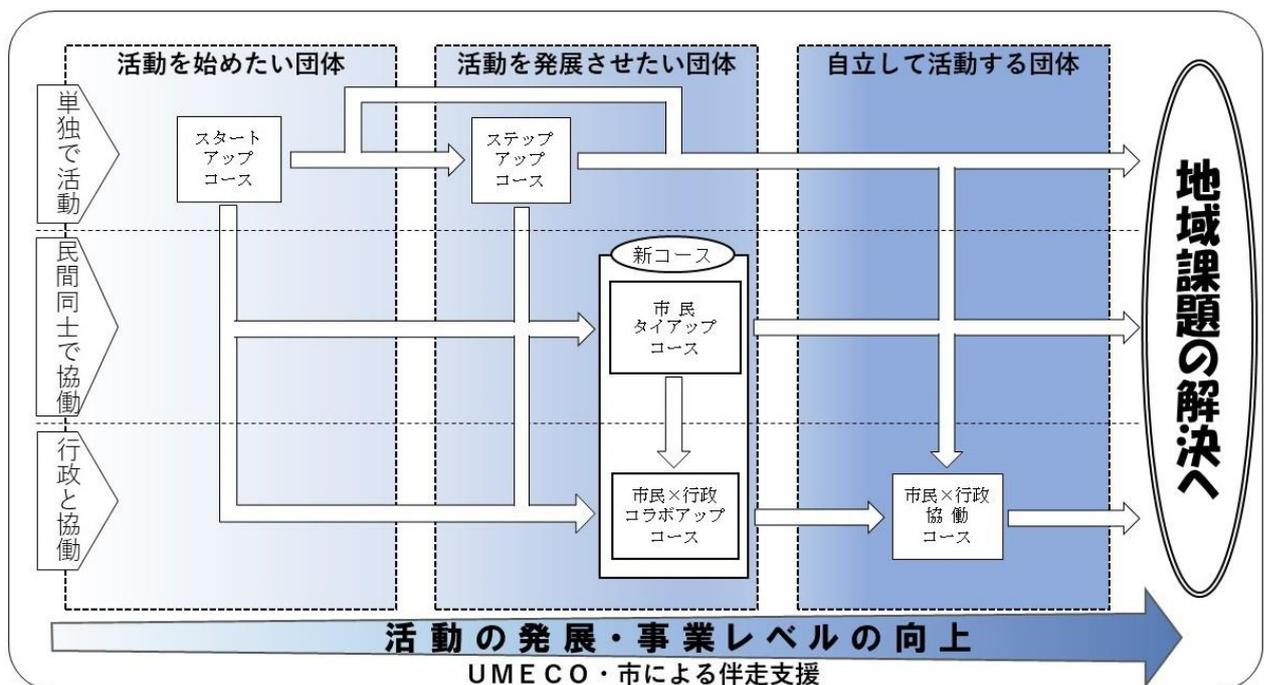
本制度は以前の補助金制度である「小田原市市民活動応援補助金」を原則継承した上で、協働の促進を狙ったコースの新設と既存コースのリニューアルを行った。

補助金事業としては、令和6年度実施分より新たに、市民活動団体が他主体（行政以外）と協働で実施する事業である「市民タイアップコース」、行政と協力して実施する事業である「市民×行政コラボアップコース」を新設し、団体活動の発展に向けた有力な選択肢の一つとしての「協働」を周知するとともに、「スタートアップコース」の対象要件がこれまで「応募事業の開始から1年以内または今後開始予定であること」という条件であったが、新たに「市民活動団体の設立から3年以内であること」を加え、この2要件のうち、どちらか1点を満たしていれば応募可能とした。また、協働コースが新設されることに伴い、「ステップアップコース」のプランA、プランBの区分を廃止し、プランA相当のもののみとした。

さらには、新設の「市民×行政コラボアップコース」の発展的な位置づけとして、以前の市民提案型協働事業、行政提案型協働事業を一本化し、「市民×行政協働コース」として制度内に位置付けることで、より深い関係での市民活動団体と行政との協働を実現させるために、他4コースと一体的にPRを行っていくこととした。

【参考：小田原市市民活動・協働応援制度の活用イメージ】

※イメージ図内の矢印以外の進み方も可能



(2) 令和6年度事業の申請・交付件数

コース	申請件数	金額	交付件数	金額
①スタートアップコース	5件	500,000円	4件	400,000円
②ステップアップコース	10件	1,980,000円	6件	1,220,000円
③市民タイアップコース	1件	300,000円	0件	0円
④市民×行政コラボアップコース	1件	300,000円	1件	300,000円
⑤市民×行政協働コース	0件	0円	0件	0円
計	12件	3,080,000円	17件	1,920,000円

※令和6年度決算額は1,724,000円（各コース件数同）

(3) 令和7年度事業の申請・交付件数

コース	申請件数	金額	交付件数	金額
①スタートアップコース	3件	280,000円	2件	152,000円
②ステップアップコース	6件	1,130,000円	4件	630,000円
③市民タイアップコース	1件	300,000円	1件	300,000円
④市民×行政コラボアップコース	2件	600,000円	2件	600,000円
⑤市民×行政協働コース	0件	0円	0件	0円
計	12件	2,340,000円	9件	1,682,000円

(4) 新制度に係るアンケートの実施

令和6年度事業はリニューアル後、最初の補助金交付となったことから交付団体に対し、新制度の評価のためのアンケート調査を行った。あわせて、より効果の高い支援制度を目指すべく、補助金の交付を受けた市民活動団体の活動状況や他主体との連携について意識調査の実施、今後の制度改善に向けたリニューアル後の課題等について把握するため、UMECO登録団体あてにもアンケート調査を行った。

調査対象	令和6年度補助金交付団体・UMECO登録団体
調査期間	令和7年4月1日～5月8日
調査票	資料3のとおり
回答者数	補助金交付団体 9団体（R6年度交付団体中 11団体） UMECO登録団体 41団体（R7年度末登録団体 385団体中）
回収率	補助金交付団体 82% UMECO登録団体 11%
集計結果	資料4のとおり

アンケート調査を実施した結果、補助金交付団体からは、制度のリニューアルによって、市民活動の幅が広がり、団体同士の連携により新しい価値が創出されることが期待できるという意見が見受けられた。一方で、事前相談期限などの申請のタイミングが分かりにくい、市の担当課と民間団体のとのやりとりの前にUMECOが介在する仕組みが分かりづらいという声があった。また、制度全般に対する意見としては、申請方法や提出書類が複雑であるという意見があった。

UMECO登録団体の主な意見は、制度全般に関するもので、申請が複雑であること、プレゼンテーションや報告会の参加が必要なことから利用を躊躇してしまうという意見があった。

(5) 今後の課題等

申請期日の周知方法や市、UMECOの役割について確実に周知を行い、申請手続きにおいて、団体が申請を躊躇することにならないよう注意する必要がある。今後は、特に立ち上げ直後の団体などの支援につながるような、申請や事業実施後の処理等が簡易的な仕組みの補助内容の検討が課題となる。また、その後の団体の自走での活動のために必要な手法の一つとして、市や他団体との「協働」の促進も必要となる。これまでも協働事業のガイドラインの改訂や概要版の作成で周知に努めてきたが、協働の仕組みや補助金制度を知らない団体もいまだある。現在、多くの市民活動団体がSNSを駆使していることから、補助金制度や協働促進に係る施策について、SNSも活用した効果的な情報発信方法について調査、研究に努めてもらいたい。そしてより多くの市民に補助金制度や「協働」の考えが浸透することで、地域課題の解決の一助となるような施策展開を期待する。

また、アンケート結果からは、ホームページや施設内での情報発信だけでなく、中間支援組織として積極的に他団体との交流を促す仕組み作りを多くの団体が求めていることも伺えた。団体等からいただいた意見を参考に、UMECO事業の実施方法について見直しを行い、適切な情報発信を行うとともに、定例イベントは市民活動団体のニーズをよく聞き、協働を望む団体同士のマッチングができるような環境づくりを期待する。

3 見直し後の指定管理者に対する第三者評価方法に基づくUMECO事業の拡充

(1) 現状

UMECOは市民活動団体同士が交流する場や一般市民が市民活動に出会うきっかけの場を、駅前の立地を生かしながら継続的に提供を行っている。令和7年3月末時点で385団体の登録があり、市民活動団体の活動拠点としてだけでなく、中間支援組織として団体へのアドバイスをを行うなどを通じ、地域課題の解決を目指した事業を展開している。令和5年度の第三者評価においては、団体向け講座や、各事業の振り返り方法、ホームページに関して課題があると指摘した。

令和6年度は、団体において中核を担っているメンバーの多くが中高年であることから、そうした年代への働きかけとして団体向け講座を実施したほか、市民活動の担い手確保も重要な課題であるため、若者をメインターゲットとした「市民活動入門&若者支援講座」を開催するなど、若者へのアプローチも行った。

また、ホームページについては、表示内容を見直し、スマートフォンにも対応した。

(2) 令和6年度第三者評価内容と課題

(令和6年度第三者評価完成後、その内容を記載予定)

(記載内容の一例)

- ・パートナーシップミーティングをはじめとした多様な主体の交流の場となるような事業実施について、各主体でつながるきっかけができ、その後、具体的な事業展開をしていくなかで、専門的知見のもとにより細かなアドバイスが必要な場面が多々出てくることが予想される。
- ・コロナ禍の経験やSDGsの取組など、社会情勢の変化にあわせ、多様な主体による市民活動が活発になるなど、市民活動の情勢は変化してきている。
- ・例年ほぼ同じ内容での実施の定例イベントも見られることから、団体ニーズをよく把握したうえで事業実施を行っていくことが望まれる。
- ・UMECOの支援体制の見直しや事業内容の方向性を見直しを行い、市民活動団体が求める情報が的確に得られるような組織体制の構築を期待する。
- ・これまで行ってきた事業についても協働を意識しつつさらなるブラッシュアップが必要。
- ・ホームページの充実は利用しやすい施設であるという印象付けにもつながる重要な広報ツールであることから、利用者等から意見聴取を行い、すぐに必要な情報が手に入るような、閲覧しやすいホームページとなるよう、引き続き改善に向けた研究を行っていくことを望む

おわりに

諮問を受けて2年間、「協働ガイドライン」概要版の作成、「小田原市市民活動・協働応援制度の運用」、「見直し後の指定管理者に対する第三者評価方法に基づくUMECO事業の拡充」について検討を重ねてきた。これらは言わば協働を推進する土台であり、今後はこれらを活用し、いかに市民に「協働」という言葉を浸透させ、「協働」によるメリットを伝えることができるか、また「協働」へのサポートを行っていくかが肝要である。

課題でも述べたが、リニューアルを行った小田原市市民活動・協働応援制度において、協働コースの追加により活動の幅が広がったという前向きな意見があった一方、申請が複雑であるという意見や、団体にとって欲しい情報が得られにくいといった課題が見られたことから、さらなる周知徹底を行うとともに、申請しやすいと思える簡易的な仕組みの補助内容の検討が必要であると考えます。制度周知の際は、より多くの市民に補助制度や「協働」の考えが浸透することで、地域課題の解決の一助となるような施策展開を期待する。

UMECO事業においては、パートナーシップミーティングをはじめとした多様な主体の交流の場となるような事業実施については評価できるものである。今後の事業実施にあたっては団体のニーズを把握したうえでこれまでの事業を見直し、市民活動団体のニーズに基づいた事業展開を期待する。また、具体的な事業展開をしていくなかで、団体ニーズをより満たすため、専門的知見のもと、細かなアドバイスが必要な場面において適切にアドバイスができるよう、組織体制のブラッシュアップを期待する。

以上が本委員会の答申となる。本答申が、小田原市民の協働の促進による地域課題解決の一助となることを望むものである。